○古河市内における太陽光発電設備設置及び維持管理に関する条例施行規則

平成29年３月30日

規則第17号

改正　平成30年12月３日規則第64号

令和３年１月13日規則第１号

令和４年４月１日規則第29号

（趣旨）

第１条　この規則は、古河市内における太陽光発電設備設置及び維持管理に関する条例（平成29年条例第８号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第２条　この規則において使用する用語の意義は、条例で定める用語の例による。

（立地に慎重な検討が必要な地域）

第３条　条例第６条第１項の規則で定める地域は、別表第１に定めるとおりとする。

（地元関係者への説明会の開催）

第４条　条例第７条第１項の規定による説明会は、第６条第１項第１号から第６号までに掲げる事項を周知及び説明するものとする。

２　条例第７条第１項の規則で定めるやむを得ない理由は、次のとおりとする。

　(１)　新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）に基づき、新型インフルエンザ等まん延防止重点措置又は新型インフルエンザ等緊急事態措置が実施されているとき。

　(２)　前号のほか、新型インフルエンザ等対策特別措置法の趣旨に鑑み、新型インフルエンザ等感染症の拡大防止に努める必要があると認められるとき。

　(３) 　その他市長がやむを得ないと認めるとき。

３　事業者は、前項の規定により説明会の開催をしなかったときは、戸別訪問等により周知及び説明を行うものとする。説明会の開催により周知及び説明に努めたにもかかわらず、当該説明会に参加できない地元関係者についても、同様とする。

（事前協議）

第５条　条例第８条第１項の規定による事前協議は、太陽光発電設備設置事業事前協議書（様式第１号）、配慮すべき事項の内容確認書（様式第２号）及び立地に慎重な検討が必要な地域に関する関係法令手続確認書（様式第３号）並びに別表第２に定める書類を添付して届け出て行うものとする。

２　条例第８条第２項の規定による届出は、太陽光発電設備設置事業事前協議変更届出書（様式第４号）により行うものとする。

３　条例第８条第３項の規定による通知は、太陽光発電設備設置事業に関する事前協議終了通知書（様式第５号）により行うものとする。

（届出及び協議）

第６条　条例第９条第１項に規定する規則で定める事項は、次に掲げるものとする。

(１)　事業者の氏名及び住所（法人その他の団体にあっては、その名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地）

(２)　事業名

(３)　事業区域の所在地及び面積

(４)　総発電出力

(５)　工事施工者の氏名及び住所（法人その他の団体にあっては、その名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地）

(６)　事業実施スケジュール

(７)　地元関係者への説明会開催（第４条第３項の規定により戸別訪問等をしたときは、当該戸別訪問等を含む。）に係る報告に関する事項

(８)　太陽光発電設備設置事業に関する関係法令の手続に関する事項

(９)　その他市長が必要と認める事項

２　条例第９条第１項の規定による届出及び協議は、太陽光発電設備設置事業実施概要届出書（様式第６号）に次に掲げる書類を添付して行うものとする。

(１)　配慮すべき事項の内容確認書

(２)　別表第２に定める書類

(３)　地元関係者説明会開催（戸別訪問等）報告書（様式第７号）

(４)　太陽光発電設備設置事業に関する関係法令手続確認書（様式第８号）

(５)　再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（平成23年法律第108号）第９条第４項の規定による認定書の写し

(６)　緊急対応マニュアル（自然災害、事故、機器の故障等が発生したときに速やかに対応できるよう、緊急時の連絡網及び事象別の対応等を示したものをいう。以下同じ。）

(７)　その他市長が必要と認める書類

３　条例第９条第２項の規定による届出は、太陽光発電設備設置事業概要変更届出書（様式第９号）により行うものとする。

（協議終了の通知）

第７条　条例第10条第１項の規定による通知は、太陽光発電設備設置事業に関する協議終了通知書（様式第10号）により行うものとする。

（工事着手の届出）

第８条　前条の通知を受けた事業者は、工事に着手しようとするときは、太陽光発電設備設置事業工事着手届出書（様式第11号）により市長に届け出なければならない。

（適正な設置及び維持管理）

第９条　条例第11条の適正な設置とは、次に掲げるものをいう。

(１)　発電設備の設置に伴う災害の防止

ア　土地の形質変更は最小限にとどめること。

イ　土砂の流出等の防止のため、雨水処理の方法は茨城県の定める開発行為の技術基準第９の基準を満たしていること。

ウ　土砂の流出を防止する対策を講ずること。

エ　擁壁、石張り、吹き付け、のり枠、のり面排水等によりのり面の保護対策を講ずること。

(２)　良好な景観の形成

ア　市街地、住宅地等の景観を阻害しないよう発電設備の設置位置等に配慮すること。

イ　河川等の自然景観を阻害しないよう発電設備の設置位置等に配慮すること。

(３)　環境の保全

ア　民家等に隣接する場所に発電設備を設置するときは、圧迫感、騒音、熱、反射等に配慮し、及び事業区域との境界から後退し、事業者と隣接関係者とで協議の上、緩衝帯を設けて遮蔽する等の措置を講ずること。

イ　道路沿いに発電設備を設置するときは、道路の見通しの妨げにならないよう事業区域との境界から後退させ、又は緩衝帯を設ける等の措置を講ずること。

ウ　薬剤等を散布するときは、事前に散布の日時等について、市及び隣接関係者への周知を図るとともに、周辺に飛散しないよう対策を講ずること。

エ　太陽光パネルを低反射のものにし、又は傾きを調整する等反射光の対策を講ずること。

２　条例第11条の適正な維持管理とは、次に掲げるものをいう。

(１)　管理看板の設置　発電設備において火災、土砂の流出等が発生したとき又は周辺に緊急事態が発生したときは、事業者に連絡を取ることができるよう発電設備の名称、設置場所の住所、発電設備の発電能力、事業者の名称及び連絡先その他必要な事項を記載した管理看板を事業区域内の見やすい場所に設置すること。

(２)　事業区域への立入防止　事業者は、事業区域に事業者以外の者が立ち入ることがないよう、フェンスを設置する等安全対策を講ずること。

(３)　事業区域の定期的な保守点検、除草及び清掃　事業者は、事業区域の定期的な保守点検、除草及び清掃を行い、作業後速やかに報告書を提出すること。

(４)　発電設備が破損したときの対応　事業者は、自然災害等により発電設備が破損したときは、被害を最小限にとどめるよう努めるものとし、速やかに復旧又は撤去すること。

(５)　発電設備を廃止するときの対応　発電設備を廃止したときは、速やかに撤去し、及び処分することにより、良好な景観を形成し環境の保全を図ること。

(６)　緊急対応マニュアルの更新　事業者は、緊急対応マニュアルを定期的に見直すものとし、緊急対応マニュアルを更新したときは、その旨を市長に届け出ること。

（設置完了の届出）

第１０条　条例第12条第１項の規定による届出は、太陽光発電設備設置完了届出書（様式第12号）により行うものとする。

（太陽光発電事業終了等の届出）

第１１条　条例第13条の規定による太陽光発電事業終了等の届出は、太陽光発電事業を終了したときは太陽光発電事業終了届出書（様式第13号）により、発電設備を撤去し、及び処分したときは太陽光発電設備撤去処分届出書（様式第14号）により行うものとする。

（指導、助言及び勧告）

第１２条　条例第14条第１項の規定による指導又は助言は、太陽光発電設備設置事業指導・助言通知書（様式第15号）により行うものとする。

２　条例第14条第２項の規定による勧告は、太陽光発電設備設置事業改善勧告書（様式第16号）により行うものとする。

３　条例第14条第３項の規定による報告は、太陽光発電設備設置事業是正報告書（様式第17号）により行うものとする。

（公表）

第１３条　条例第15条第１項の規定による公表は、古河市公告式条例（平成17年条例第３号）による掲示その他市長が適当と認める方法により行うものとする。

２　条例第15条第２項の規定による通知は、弁明の機会の付与通知書（様式第18号）に、公表に関する弁明書（様式第19号）を添付して行うものとする。

附　則

この規則は、平成29年４月１日から施行する。

附　則（平成30年規則第64号）

（施行期日）

１　この規則は、公布の日から施行する。ただし、様式第２号の改正規定（「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める部分に限る。）は、平成31年７月１日から施行する。

（経過措置）

２　この規則の施行の際現にこの規則による改正前の古河市内における太陽光発電設備設置に関する条例施行規則（以下「改正前規則」という。）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの規則による改正後の古河市内における太陽光発電設備設置に関する条例施行規則の相当規定によりなされたものとみなす。

３　この規則の施行の際、改正前規則に規定する様式の用紙で、現に残存するものについては、当分の間所要の補正をし、これを使用することができるものとする。

４　第１項ただし書に規定する規定の施行の際、同項ただし書の規定による改正前の古河市内における太陽光発電設備設置に関する条例施行規則に規定する様式の用紙で、現に残存するものについては、当分の間所要の補正をし、これを使用することができるものとする。

附　則（令和３年規則第１号）

（施行期日）

１　この規則は、令和４年４月１日から施行する。ただし、様式第１号及び様式第２号の改正規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

２　前項ただし書に規定する規定の施行の際、この規則による改正前の古河市内における太陽光発電設備設置に関する条例施行規則に規定する様式の用紙で、現に残存するものについては、当分の間、所要の補正をし、これを使用することができるものとする。

　　　附　則（令和４年規則第29号）

　（施行期日）

１　この規則は、令和４年４月１日から施行する。

　（経過措置）

２　この規則の施行の際、この規則による改正前の古河市内における太陽光発電設備設置に関する条例施行規則に規定する様式の用紙で、現に残存するものについては、当分の間、所要の補正をし、これを使用することができるものとする。

|  |
| --- |
| 別表第１（第３条関係） |
|

|  |  |
| --- | --- |
| 立地に慎重な検討が必要な地域 | (１)　農地法（昭和27年法律第229号）第４条第６項に規定する農地及び同法第５条第２項第１号に規定する農地(２)　文化財保護法（昭和25年法律第214号）第27条の規定により指定する重要文化財の所在地及び同法第109条の規定により指定する史跡名勝天然記念物の所在地(３)　文化財保護法第93条第１項に規定する周知の埋蔵文化財包蔵地及びその近接地(４)　茨城県文化財保護条例（昭和51年条例第50号）第４条の規定により指定する指定文化財の所在地及び同条例第40条の規定により指定する史跡名勝天然記念物の所在地(５)　古河市文化財保護条例（平成17年条例第167号）第６条の規定により指定する指定文化財の所在地及び同条例第30条の規定により指定する史跡名勝天然記念物の所在地(６)　土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第７条第１項に規定する土砂災害警戒区域及び同法第９条第１項に規定する土砂災害特別警戒区域(７)　急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第３条第１項に規定する急傾斜地崩壊危険区域(８)　森林法（昭和26年法律第249号）第５条第２項第１号に規定する森林の区域(９)　古河市景観条例（平成25年条例第18号）第10条第１項に規定する景観形成重点地区及び景観形成重点路線(10)　土壌汚染対策法（平成14年法律第53号）第６条に規定する要措置区域及び同法第11条に規定する形質変更時要届出区域(11)　都市計画法（昭和43年法律第100号）第７条第１項に規定する市街化区域、同法第11条第１項に規定する都市施設の予定区域及び同法第12条の４に基づき計画された区域 |

 |
| 別表第２（第５条、第６条関係） |
|

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 書類の種類 | 明示すべき事項 | 縮尺 |
| 位置図 | 方位、事業区域、接続道路状況 | 1,000分の１以上 |
| 公図 | 事業区域の地番 |  |
| 発電設備配置図 | 方位、事業区域の境界、発電設備の設置位置 |  |
| 事業実施スケジュール | 別表第１に係る法令による許認可予定年月日、事業区域の土地に係る契約年月日、説明又は説明会予定年月日、測量予定年月日、工事着手予定年月日、工事完了予定年月日、運転開始予定年月日、保守点検スケジュール、運転終了予定年月日 |  |
| 太陽光パネル、パワーコンディショナー及びキュービクルの仕様書又はカタログ | 設置予定の発電設備の種類及び数並びに太陽光パネルの角度 |  |
| 発電設備架台の仕様書又はカタログ | 設置予定の発電設備架台の種類、数及び高さ |  |
| 登記事項証明書の写し又は賃貸借契約書の写し | 土地の権利関係 |  |

 |